

例規名 島田市議会委員会条例

新 条 文
<p>(常任委員会の委員の所属、名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 厚生教育常任委員会 7人 健康福祉部、こども未来部、<u>総合医療センター</u>、看護専門学校及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>

旧 条 文
<p>(常任委員会の委員の所属、名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 厚生教育常任委員会 7人 健康福祉部、こども未来部、<u>市民病院</u>、看護専門学校及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>